第 9 回　JEAC4111 適用課題検討タスク　議事録

1.　**日　時**　2023 年 6 月 16 日（金）15 時 00 分～16 時 50 分

2.　**場　所**　Web 会議

3.　**出席者**　（順不同，敬称略）

出 席 委 員：　中條主査(中央大学)，三浦副主査(中部電力)，宇奈手(三菱重工業)，
工藤(東芝ｴﾈﾙｷﾞｰｼｽﾃﾑｽﾞ)，鈴木直(中部電力)*1，田中(関西電力)，
西田(東京電力 HD)，奈良(北海道電力)，秋吉(原子力安全推進協会)，
首藤(元電源開発)，鈴木哲(中電ｼｰﾃｨｰｱｲ)　(計 11 名)

代 理 委 員：　杉村(日立 GE ﾆｭｰｸﾘｱ･ｴﾅｼﾞｰ，奥平委員代理)　(計 1名)

欠 席 委 員：　須田(ﾃｸﾉﾌｧ)　(計 1名)

常時参加者：　なし　(計 0名)

説　明　者：　なし　(計 0名)

オブザーバ：　高田(原子力規制庁)，井田(中国電力)　(計 2名)

事　務　局：　葛西 ，田邊(日本電気協会)　(計 2名)

*1：議案(2)より出席。

4.　**配付資料**

資料 No.9(1)-1	原子力規格委員会 品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスク委員名簿
資料 No.9(1)-2	原子力規格委員会　品質保証分科会　JEAC4111 適用課題検討タスク委員出欠，参加手段
資料 No.9(2)	第 8 回 JEAC4111 適用課題検討タスク 議事録（案）
資料 No.9(2)-参考	第 61 回 品質保証分科会 議事録（案）
資料 No.9(3)- 1	JEAC4111 適用課題検討タスク公開資料の誤植等纏め修正
資料 No.9(3)-2	原子力規制庁から示された課題(2022 年 6 月 8 日)に対する考え方(案)
資料 No.9(3)-2-参考	原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（案）【クリア版】
資料 No.9(3)-3	原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（概要版）（案）
資料 No.9(3)-3-参考	原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（概要版）（案）【クリア版】
資料 No.9(4)-1	報告書「原子力規制庁から示された課題(2022 年 6 月 8 日)に対する考え方」の公表に当たって
資料 No.9(4)-2	報告書「原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方」の公表に当たって

5. 議　事

事務局より，本タスクにて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び Web 会議での注意事項の確認があった。主査の挨拶があり，議題に沿って議事が進められた。

(1) 代理出席者，オブザーバの承認，定足数確認，配付資料確認等

事務局より，代理出席者 1 名の紹介があり，タスクグループ規約第 6 条（委員の代理者）に基づき，主査の承認を得た。現時点で代理出席者も含めて，出席委員は 11 名であり，タスクグループ規約第 9 条（決議）第 1 項に基づき，決議に必要な委員総数の 3 分の 2 以上の定足数（8 名以上）を満たしていることの報告があり，確認した。次に，オブザーバ 2 名の紹介があり，タスクグループ規約第 7 条（タスクグループの開催）第 3 項に基づき，主査の承認を得た。配付資料については，事前送付されているので問題ないことを確認した。

(2) 前回議事録の承認

事務局より，資料 No.9(2)に基づき，前回議事録の紹介があった。正式議事録にすることについてタスクグループ規約第 9 条（決議）に基づいて決議を行った。特にコメントはなく，5 分の 4 以上の賛成で承認した。

事務局より，資料 No.9(2)-参考に基づき，第 61 回品質保証分科会議事録（案）について紹介があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

・ 5 月 10 日に JEAC 4111 適用課題検討タスクを実施し，原子力規制庁から示された課題に対する対応として，概要版を公表し，詳細版については資料請求があれば提供するとして，品質保証分科会に諮ることになった。しかし，分科会までの間に原子力規格委員会三役への事前説明で 3 点の意見をいただいた。1 つは概要版だけを出すのではなく，隠す必要もないことから詳細版も公表したらどうかということ。もう 1 つは，報告書をもう少し一般向けに説明する形に出来ないかということ。さらに，理解に繋がる様に，図を用いて説明出来ないかということ。これらの対応にあたり役員およびタスクの主要メンバーと相談し，報告書を公衆向けに書き直すわけにはいかないため，別途で一般に向けて書いた文章として「公表に当たって」という文章を作成した。また，説明を分かりやすくするために，説明用のパワーポイントを作成した。元々は概要版と詳細版の 2 点セットで作り，概要版だけを公表しようと考えたが，概要版も詳細版も公表し，一般向けの文書も出すことにしたため，現在は 3 点セットになっている。品質保証分科会では，この 3 点セットでどうかということを説明し了承を頂いているが，その際に一番議論になったのは，詳細版を公表する場合には実態調査の結果が添付資料⑧として添付されているものの，実態調査の報告書は一般向けに作成したものではないので，そこを全て公開してしまうのは問題ではないかと

いうことである。このため，添付資料⑧は除いて公表することにした。また，添付資料②は，要求事項の対応を詳細に書いたものであり，これを出してしまうと殆ど JEAC 4111 を示しているのと同じになってしまうので，著作権の観点で好ましくない。したがって，添付資料②と添付資料⑧を除いた詳細版，概要版，説明用の「公表に当たって」という 3 点を公表することで原子力規格委員会に上程することを承認いただいた。その際，「編集上の修正」及びパワーポイントの作成については適用課題検討タスクに一任することになったため，今回のタスクでエディトリアルな修正とパワーポイントの確認を実施したい。

(3) 「原子力規制庁から示された課題，（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）」の公表に当たって他の資料の編集上の修正に関する審議

中條主査より，資料 No.9(3)シリーズ及び資料 No.9(4)-1 に基づき，原子力規制庁から示された課題，（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）」の公表に当たって他の資料の編集上の修正に関する説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

・ 何点か誤植と思われる点があった。先ずは資料 No.9(3)-2-参考の詳細版の方で，1.まえがきの 2 段目にて，「2017 年の初頭から策定に着手し」となっているが，概要版では，「JEAC 4111 の策定に着手し」となっているため，整合性が無い。

→ 2017 年の初頭から JEAC 4111 の策定に着手し」とする。

・ 詳細版では，「踏まえる」は全て漢字にするという説明であったが，2 ケ所漢字になっていない所があった。また，資料 No.9(3)-3 参考の概要版 1 頁の【品質保証分科会の考え方】の所で，「分科会傘下の」が詳細版では「品質保証分科会傘下の」となっており統一が望ましい。

→ 漢字表記「踏まえる」に統一する。「品質保証分科会」に修正する。

・ 「策定においては」が詳細版では「規格策定においては」になっている。また，「品管規則を満たすよう具体化を図り」とあるが，「IAEA の GSR Part 2，米国の検査制度の経験等が反映された」が必要と思う。

→ 「規格策定」に修正する。また，「規格策定においては，JEAC 4111 の GSR Part 2 及び米国の検査制度の経験等が反映された品管規則」とする。

・ 4 頁の「運用において規格で」という所は，報告書上は「JEAC 4111 で求めているような」となっている。また，5 頁で「その有効性」とあるが，「そのマネジメントシステムの有効性」だと思う。さらに，資料 No.9(4)-1 の 2 頁目の「2) 意図した結果が達成できなかった」は「達成できない」だと思う。

→ 「JEAC 4111 で」に修正する。また，「マネジメントシステムの」を追記する。さらに，「達成できない」に修正する。修正したものを各委員に送るので，確認をお願いする。

・ 資料 No.9(2)-3 参考の詳細版の 15 頁の下に注意書きで「添付資料②及び⑧は，著作権などの関係で省略しています」とあるが，「公表に当たって」にも書いた方が良い気がする。

→ 「公表に当たって」に注意書きで，添付資料②と添付資料⑧を省略していることを示すことにする。

・ 資料 No.9(3)-1 のコメント一覧表と資料の方の関係を確認し，コメント No.66，67，68 で JIS Q 9000 を JIS Q 9001 に修正するというコメントに対して，資料上は対応してあり，コメント表の採否を見ると×になっている。

→ コメントリストの No.66，67 の×は○に修正する。

・ 本日指摘をいただいたエディトリアルな修正は，主査が修正し，本日中に各委員の所に送付するので，最終確認をしていただきたい。指摘があれば修正するが，それについては主査，副主査，事務局の方に任せていただきたい。最終的に 3 点セットを原子力規格委員会の方に上げるということについて決議を取りたいと考える。

○ 特に異論がなかったので，今回の意見を反映した資料 No.9(3)-2，資料 No.9(3)-3 及び資料 No.9(4)-1 を原子力規格委員会に上程するかについて，タスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき，Web の挙手機能により決議を行い，5 分の 4 以上の賛成で承認した。

(4) 原子力規格委員会への報告・説明（意見及び異議申し立ての審議・承認）に関する審議

中條主査より，資料 No.9(4)シリーズに基づき，原子力規格委員会への報告（意見及び異議申し立ての審議・承認）について説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

・ 資料 No.9(4)-2 の資料の 3 頁で下の図の JEAC 4111-2021 の課題についての部分で，左から右に矢印があるが，なくても良い気がする。

→ 除くことにする。

・ 原子力規制庁からの文章を引用した部分について，説明性を考慮して赤字を入れてあるが，どこを赤字にするかについて主観が入ることもあるが，どうか。

→ 委員会で出席者が読む時に，何も無いと何処に着目してよいか判断が難しいので，そうしている。

→ 説明のためであれば，それで良い。

・ 1 頁目の表紙でタイトルが不適切なところで改行されているので修正した方が良い。2 頁目で「意義申し立て」とあるが「異議申し立てが」正しい。これは最後の頁のフロー図でも同様である。6 頁の 2.の「達成できなかった」は「達成できない」に修正して欲しい。7 頁の 4 つ目の●で「計画通り」は「計画どおり」が正しい。最終行で，「根本的な原因を究明する」とあるが，その前の所に「(略)」が必要である。9 頁の「ふまえ」は「踏まえ」である。

→ その様に修正する。

・ 資料 No.9(4)-2 について，今出た意見を反映したものを使用して，原子力規格委員会に説明するということに対して決議を取りたいと考える。

○ 特に異論がなかったので，今回の意見を反映した資料 No.9(4)-2 を使用して原子力規格委員会に説明するかについて，タスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき，Web の挙手機能を使用して決議を行い，5 分の 4 以上の賛成で承認した。

(5) その他

・ 原子力規格委員会三役への追加の事前説明は，前回の意見を反映していることから実施しないことにする。

・ 今後のスケジュールとしては，6 月 27 日の原子力規格委員会で説明を実施し，事務的な手続きが終わり次第公表することになる。原子力規格委員会でなんらかの対応が必要になると，公表が 3 ヵ月遅れることになる。原子力規格委員会で承認されれば原子力関連学協会規格類協議会にも説明する。8 月 21 日に幹事会があり，9 月 11 日に規格類協議会がある。これらの対応が全て完了することで，本タスクとしてはミッションを完了し，タスク解散を分科会に付議することになる。

以　上